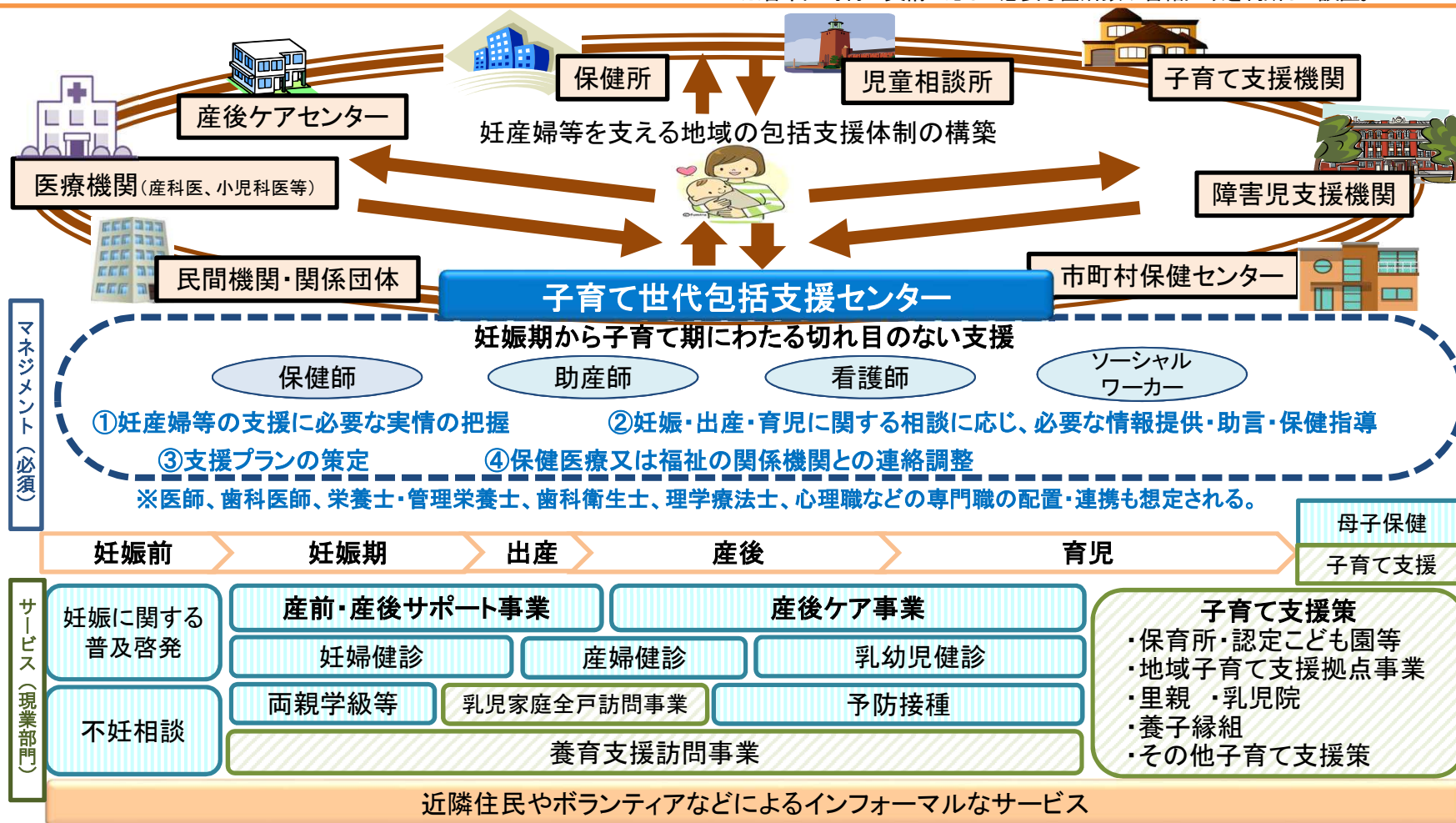


子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数 : 1,288市区町村(2,052か所)2020年4月1日現在 > **2020年度末までに全国展開**を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



産前・産後サポート事業

R3予算案：18億円（R2予算額：17億円）

事業目的等

○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

○市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる）

対象者

○身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

○事業の内容

- ①利用者の悩み相談対応やサポート
- ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③妊産婦等をサポートする者の募集
- ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- ⑥多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援（拡充））
- ⑦悩みを抱える妊産婦の早期支援（育児用品等による支援）
- ⑧出産や子育てに悩む父親支援（新規）

○実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ（パートナー）型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス（参加）型」・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

○実施担当者

- (1)助産師、保健師又は看護師
- (2)子育て経験者、シニア世代の者等

（事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい）

○補助率等

（補助率：1/2）

（平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和元年度は501市町村において実施）

産後ケア事業の全国展開

R3予算案：42億円（R2予算額：27億円）

事業目的

○ 出産後1年の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、今般の少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図り、子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

実施主体等

○市町村 （本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能）

対象者

○褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児のうち、次の(1)又は(2)に該当する者等
(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者 (2) その他、特に支援が必要と認められる者

事業の概要

○事業内容

出産後1年の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）
原則として①及び②を実施、必要に応じて③から⑤を実施。

- ①褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房ケアを含む）
- ②褥婦に対する療養に伴う世話
- ③産婦及び乳児に対する保健指導
- ④褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤育児に関する指導や育児サポート等

○実施方法・実施場所等

- (1)「ショートステイ型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、短期入所による休養の機会の提供等を実施。
- (2)「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
- (3)「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

○実施担当者 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置（原則、助産師を中心とした実施体制）
（ショートステイ型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件）

○補助率等

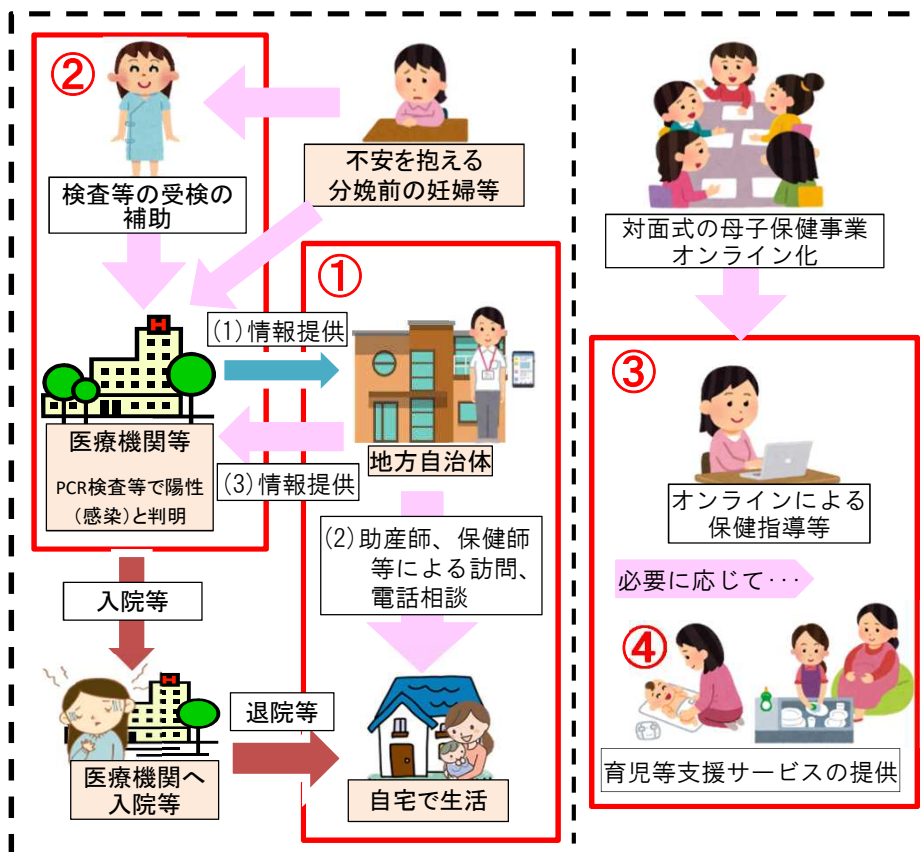
（補助率：1/2）（R3基準額案：人口10～30万人未満の市の場合 月額2,023,300円）
（利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収）
（平成26年度は、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和元年度は941市町村において実施）

※産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において補助

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 — 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 —

R2 第三次補正予算案：31億円

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

① ウイルスに感染した妊産婦への支援

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

② 不安を抱える妊婦への分娩前の検査

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

不安を抱え、基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③ オンラインによる保健指導等

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

④ 育児等支援サービスの提供

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する